

8 . 推進体制とP D C Aの流れ

東京湾の水環境の再生・創出に関し、概ね10年（平成27年目途）の目標に向け、様々な施策を確実に実施していくためには、逼迫する予算を勘案し重点的・効率的な予算の執行に努めなければならない。また、東京湾は行政主体の上に成り立っているのではなく、市民・住民・漁業者・NPO・企業等と行政が、生活から社会経済活動のあらゆるレベルにおいて、対等に関わり合いながら成り立っているものであり、多様な主体との連携・協働により、ビジョンを共有しながら水環境の改善に努め、常に東京湾を全体的（ホリスティック）に捉えていくことが重要である。

本計画（案）の提案により、東京湾の水環境の再生・創出に関するホリスティック・マネジメントの一端を関東地方整備局が担うことにより、東京湾の水環境を現在よりも少しでも良い方向に改善しようとするものであり、以下の流れに基づき、局内体制を強化し、局の枢要的取り組みとして行動することとしたい。

（1）計画の策定・提案（Plan）

関東地方整備局が主体的に実施する施策・事業の観点から、組織内部の行動計画として本計画（案）をとりまとめたが、多様な主体との連携・協働、ビジョンの共有を積極的に図るため、ホームページでの公表や積極的なパブリック・インボルブメント等により様々な関係者からの意見や提案を受け、本計画（案）を不断かつ柔軟に見直していくものとする。

（2）施策・事業の実施（Do）

実施にあたっては、市民・住民・漁業者・NPO・企業・自治体等との十分な合意形成を図るものとし、適宜モニタリングを行うことにより、実施中であっても改善すべきものは改善するとの観点から、柔軟な事業実施・改善に努める。

（3）効果の把握と評価（Check）

事後評価において、様々な研究者や学識経験者等の第三者の意見も積極的に取り入れ、時間スケールの長短にも配慮しつつ、前節で示した評価事項等に関し適切かつ継続的な評価を行うものとし、スパイラルアップを目指す。

（4）対策と次の展開に向けて（Action）

前項での評価に基づき、計画あるいは評価指標に適宜変更を加え、次の施策・事業展開をさらにより良いものに改善していくこととする。なお、関東地方整備局が主体的に実施する施策・事業以外にも、多様な主体による東京湾の水環境再生に係る様々な活動も存在することから、様々な連携・協働の話し合いの場やホームページを通じて本計画・活動を広く公表し、意見を受け、常に多様な主体との連携・協働により施策・事業を進めていくものとする。

表8 - 1 関東地方整備局の局内体制

企画部（東京湾水環境再生計画の総括窓口）	
✓	東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会（本省・局・関係都県市）
✓	美しい関東づくり推進会議（環境共生・創造マスタープランの局内会議）
—	建政部
✓	東京湾流域の下水道整備支援
—	河川部
✓	東京湾流域の河川整備の基本方針・整備計画の策定
✓	河川環境管理計画の策定と河川環境対策の実施
✓	東京湾流域直轄河川の整備・管理、その他河川の整備支援
—	港湾空港部
✓	首都圏の港湾整備の基本方針の策定
✓	首都圏の港湾及び羽田空港の整備
✓	東京湾の環境対策の実施
—	出先事務所（河川・港湾空港）
✓	各種の環境関連事業やイベント等の実施
（本件に関する問い合わせ先）	
企画部 企画課 環境係	http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/region/tokyobay/ 電話：048-600-1329 メール： tokyobay@ktr.mlit.go.jp
港湾空港部 海洋環境・海岸課 企画係	電話：045-211-7422